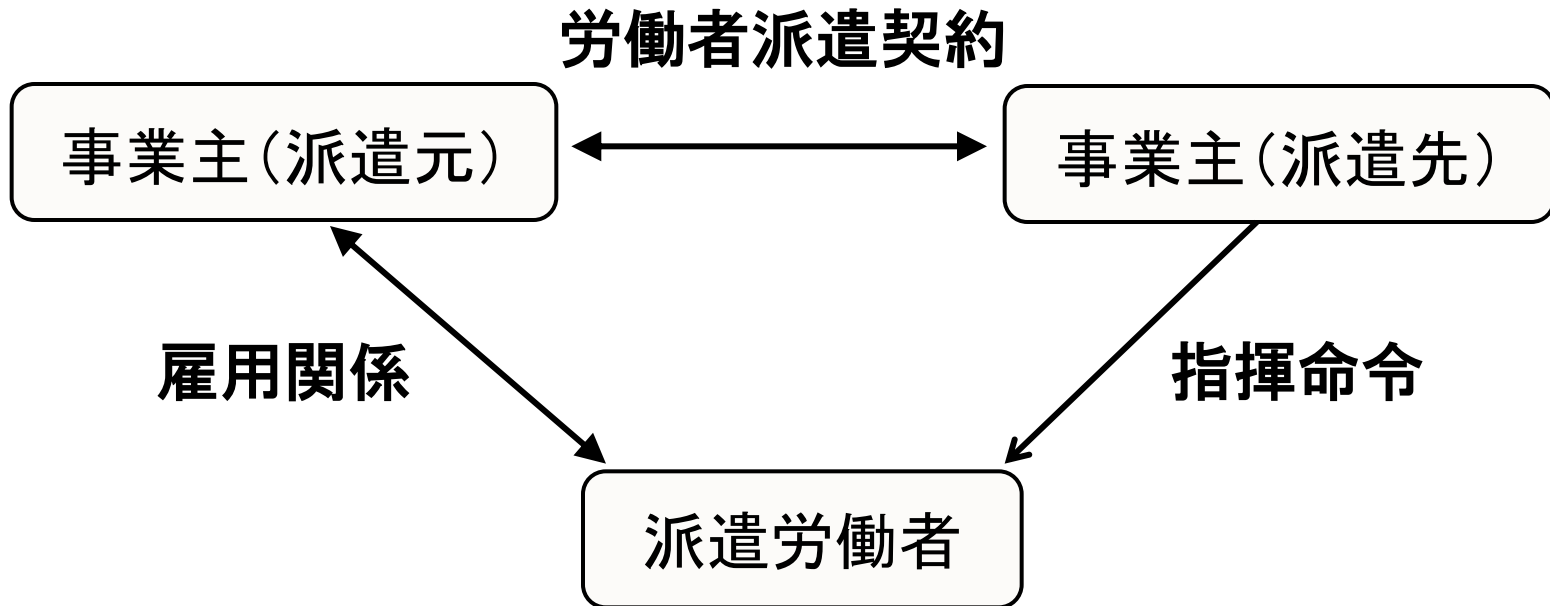


建設現場で必要な 労働者派遣法の知識

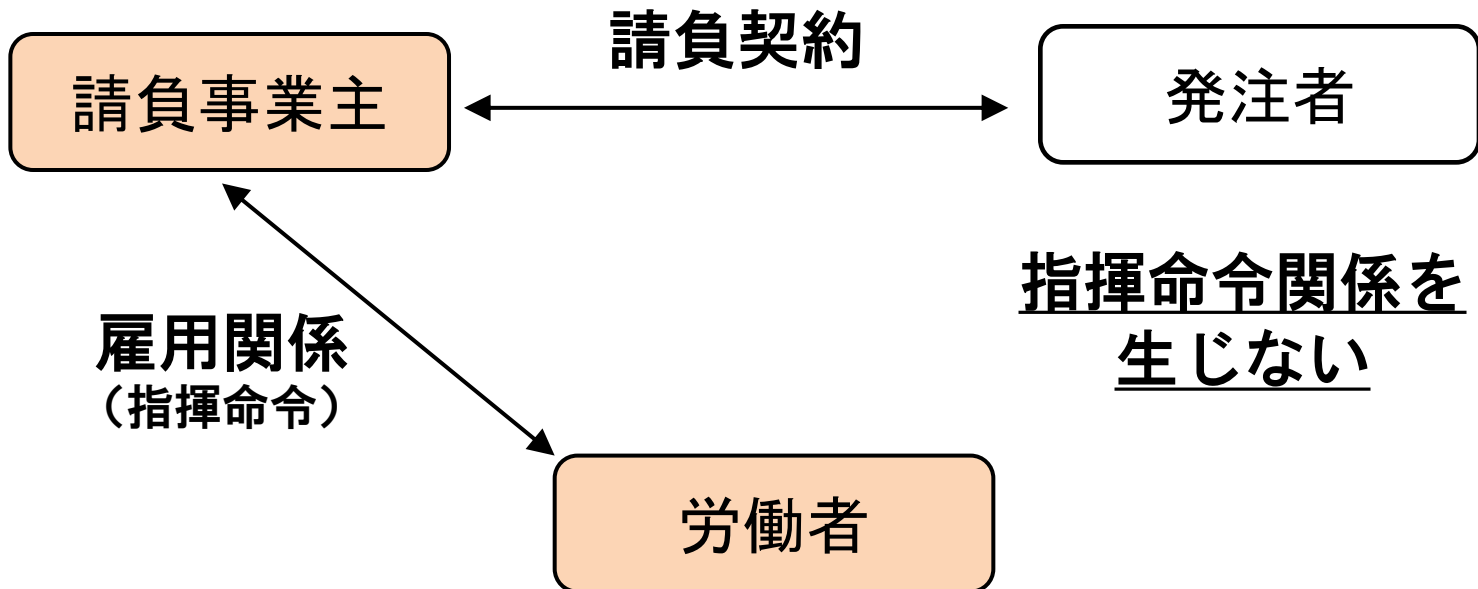
東京労働局
需給調整事業部

1. 労働者派遣とは



- 雇用主は 派遣元事業主(派遣会社)
- 賃金は 派遣元事業主(派遣会社)
- 業務上の指揮命令は 派遣先事業主(就業場所)

2. 請負とは



- 雇用主は、請負事業主
- 賃金は、請負事業主
- 業務上の指揮命令は、請負事業主

3. 建設現場での業務（作業）は派遣禁止

- 土木、建設の現場で行われる作業に直接従事する業務に労働者派遣を行うこと及び受け入れることは禁止されています。
- 業務の具体的な詳細は、労働者派遣法に「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務」と示されています。
- ただし、建設業でも労働者派遣が可能な業務があります。例として、現場事務所の事務員、CADオペレータ、施工管理業務（工程管理・品質管理・安全管理など）があります。

4. 建設現場での労働者派遣

(※建設現場で労働者派遣が出来る事、出来ない事)

- 建設現場の現場事務所での事務員、CADオペレーター、施工管理の業務などは、「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業」に直接従事しないので労働者派遣は可能です。
- ただし、施工管理業務などで派遣されてきた労働者が、空き時間等に資材置き場の整理や残材片付けなどをさせることは「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業の準備の作業」に直接従事したものであるとして、労働者派遣法違反となります。

5. 労働者の貸し借りはできません

- 契約上は請負となっても、自己の労働者を、他人の指揮命令の下で建設の業務で働かせることは、労働者派遣に該当するため、労働者派遣法違反となります。
- 他人の労働者を受け入れて、自己の指揮命令の下で建設の業務で働かせることも労働者派遣法違反となります。